

解体工事を発注する皆さまへ

／ 令和2年10月1日より ／

解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等の制度 が始まります！

解体工事が始まるまでに

※1 産廃条例に基づき元請業者から説明があります！

元請業者から、書面にて、解体工事で生ずる産業廃棄物について以下の説明がありますので、内容を確認してください。

- 産業廃棄物の種類
- 産業廃棄物の種類ごとの
 - ① 発生見込量
 - ② 予定処分先
 - ③ 予定処分方法
 - ④ 処理費用



解体工事が終わったら

産廃条例に基づき元請業者から報告があります！

元請業者から、以下のいずれかの写しが提示されるとともに、産業廃棄物を適正に処理した旨を記載した書面による報告がありますので、内容を確認してください。

- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- 電子マニフェストの写し



*元請業者が自ら処分を行った場合は、マニフェストと同等の内容が記載された書面により報告がされます。

解体工事の発注者の皆さまは

- ★ 元請業者からの説明・報告があったときは、産業廃棄物の適正な処理を確認してください。
- ★ 産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、元請業者に対し、必要な措置の実施を求め、速やかに県に通報してください。

※1、2 元請業者とは、工事の発注者(=注文者)から直接解体工事を請け負った建設業を営む者であり、解体工事に伴い発生する産業廃棄物の処理責任(=排出事業者責任)は元請業者にあります。県内における産業廃棄物の不法投棄の多くが、こうした解体工事に伴い発生する産業廃棄物である実態を踏まえ、県では、排出事業者責任の更なる徹底に繋げることを目的として、令和2年3月に三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(=産廃条例)の一部を改正しました。

解体工事では、これらの廃棄物（建設系廃棄物）が発生します

廃棄物の種類	使用部位	発生量(トン)
木くず	柱、内装材等	7.00
がれき類	基礎・基礎ぐい	16.2
混合廃棄物	壁土など	6.36
瓦	屋根ふき材	2.45
石こうボード	内壁	0.96
建具、畳	内部造作	0.42
廃プラスチック類	雨どい、断熱材	0.16
金属くず	内部造作	0.46
ガラス	窓	0.14
クロス	内部造作	0.01
合計		34.2

※延床面積 80 ㎡の木造建物の解体を想定しています。
 ※廃棄物の種類毎の発生原単位は、(公社)全国解体工事業団体連合会の調査結果を用いています。

建築物に残されているタンス等の残置物は、一般廃棄物として発注者が処理する必要があります。

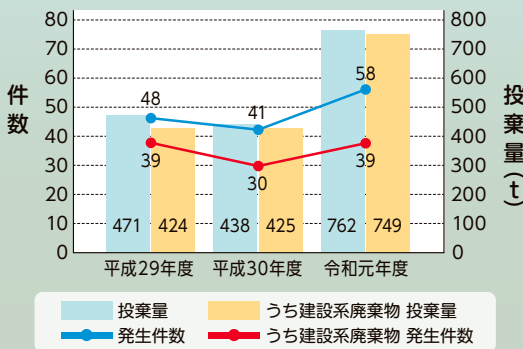
事前に搬出!



このようなことにならない為に、発注者にできることがあります!



三重県における廃棄物の不法投棄件数等



写真は、県内における建設系廃棄物の不法投棄

この資料に関する問い合わせ先

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課
 〒514-8570 三重県津市広明町13
 TEL:059-224-2388 FAX:059-222-8136
 E-mail:kanshi@pref.mie.lg.jp

令和2年6月作成

産廃条例の詳細や県の通報先については、三重県の下記ホームページを参照ください。



<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm>